

公立大学法人北九州市立大学の業務の実績に係る評価実施要領

平成18年4月26日

改正 平成23年1月21日

改正 平成24年7月13日

北九州市地方独立行政法人評価委員会

1 年度評価

(1) 評価業務(地方独立行政法人法の規定)

- ① 各事業年度における中期計画の実施状況について調査・分析し、各事業年度の業務実績全体について総合的な評定を行う。(第28条第2項)
- ② 評価結果を大学に通知し、必要な場合、業務運営の改善その他について勧告する。(第28条第3項)
- ③ 評価結果と勧告内容を市長に報告し、公表する。(第28条第4項)

(2) 評価方法

- ① 評価は、「分野別評価」と「全体評価」により行う。
- ② 「分野別評価」では、中期計画の記載項目ごとに大学が行う自己点検・評価を検証し、分野ごとに結果を記述するとともに、中期計画の進行状況の目安を段階で示す。
- ③ 「全体評価」では、「分野別評価」の結果を踏まえるとともに、大学が把握している指標を参考に、中期計画の全体の進行状況や実績について総合的な視点から記述式で評価を行う。

(3) 分野別評価の具体的な方法

- ① 分野別評価は、中期計画に掲げた以下の5つの事項について行う。
 - ア 教育研究等の質の向上
 - イ 業務運営の改善及び効率化
 - ウ 財務内容の改善
 - エ 自己点検・評価及び情報提供
 - オ その他業務運営に関する重要事項(施設等の整備・安全管理・人権啓発)
- ② 大学による自己点検・評価
 - ア 実績報告書(別紙様式)において中期計画の記載項目ごとにその進行状況を示すとともに、そのように判断した理由を記載する。

年度計画の進行状況は、以下のとおり4段階で示す。

Ⅳ:「年度計画を上回って実施している」

Ⅲ:「年度計画を概ね順調に実施している」

Ⅱ:「年度計画を十分に実施できていない」

Ⅰ:「年度計画を実施していない」

イ 分野ごとに特記事項を記載する。

法人化のメリットを活かした特色ある取り組みや様々な工夫、中期計画を変更する必要や中期目標の達成に向けて支障が生じた場合の状況や理由など。

③ 評価委員会による評価

ア 大学の自己評価の検証

評価委員会は、中期計画の項目ごとに自己評価や計画設定の妥当性など総合的に検証する。そのとき、評価に必要な資料の提出を大学に求めるとともにヒアリングなどを実施する。

イ 記述式の評価

大学による自己評価と評価委員会の判断が異なる場合は、その理由を示す。また、特筆すべき点や遅れている点について分野別に記述式で評価を行う。

ウ 5段階評価

大学の自己評価に対する検証結果や特記事項を踏まえ、計画の進行状況について以下のような目安を示す。

S：特筆すべき進行状況（評価委員会が特に認める場合）

A：計画どおり（すべてⅣまたはⅢ）

B：概ね計画どおり（ⅣまたはⅢの割合が9割以上）

C：やや遅れている（ⅣまたはⅢの割合が9割未満）

D：重大な改善事項がある（評価委員会が特に認める場合）

(4) 全体評価の具体的な方法

分野別評価の結果や大学の実績を端的に示す指標等を参考にしながら、中期計画の進行状況全体について、記述式により評価を行う。

2 中期目標期間評価

(1) 評価業務（地方独立行政法人法の規定）

- ① 中期目標の期間における業務の実績について調査・分析し、中期目標の期間における業務実績全体について総合的な評定を行う。（第30条第2項）
- ② 評価結果を大学に通知し、必要な場合、業務運営の改善その他について勧告する。（第28条第3項）
- ③ 評価結果と勧告内容を市長に報告し、公表する。（第28条第4項）

(2) 評価方法

- ① 評価は、「分野別評価」と「全体評価」により行う。
- ② 「分野別評価」では、中期計画の記載項目ごとに大学が行う自己点検・評価を検証し、分野ごとに結果を記述するとともに、その達成状況の目安を段階で示す。
- ③ 「全体評価」では、「分野別評価」の結果を踏まえるとともに、中期目標期間の業務実績の全体について総合的な視点から記述式で評価を行う。

(3) 分野別評価の具体的な方法

① 分野別評価は、中期計画に掲げた以下の5つの事項について行う。

- ア 教育研究等の質の向上
- イ 業務運営の改善及び効率化
- ウ 財務内容の改善
- エ 自己点検・評価及び情報提供
- オ その他業務運営に関する重要事項（施設等の整備・安全管理・人権啓発）

② 大学による自己点検・評価

- ア 実績報告書（別紙様式）において中期計画の記載項目ごとにその進行状況を示すとともに、そのように判断した理由を記載する。

中期計画の項目別の進行状況は、以下のとおり4段階で示す。

- Ⅳ：「中期計画を上回って実施している」
- Ⅲ：「中期計画を概ね順調に実施している」
- Ⅱ：「中期計画を十分に実施できていない」
- Ⅰ：「中期計画を実施していない」

- イ 分野ごとに特記事項を記載する。

法人化のメリットを活かした特色ある取り組みや様々な工夫、中期目標の達成に向けて支障が生じた場合の状況や理由など。

③ 評価委員会による評価

- ア 大学の自己評価の検証

評価委員会は、中期計画の項目ごとに自己評価の妥当性も含めて総合的に検証する。そのとき、評価に必要な資料の提出を大学に求めるとともにヒアリングなどを実施する。

- イ 記述式の評価

大学による自己評価と評価委員会の判断が異なる場合は、その理由を示す。
また、特筆すべき点や遅れている点について分野別に記述式で評価を行う。

- ウ 5段階評価

大学の自己評価に対する検証結果や特記事項を踏まえ、目標の達成状況について以下のような目安を示す。

「中期目標の達成状況が非常に優れている」（評価委員会が特に認める場合）

「中期目標の達成状況が良好である」（すべてⅣまたはⅢ）

「中期目標の達成状況がおおむね良好である」（ⅣまたはⅢの割合が9割以上）

「中期目標の達成状況が不十分である」（ⅣまたはⅢの割合が9割未満）

「中期目標の達成のためには重大な改善事項がある」

（評価委員会が特に認める場合）

(4) 全体評価の具体的な方法

分野別評価の結果や大学の実績を端的に示す指標等を参考にしながら、中期目標の達成状況全体について、記述式により評価を行う。

3 評価のスケジュール

- ① 6月末までに、大学から前年度の業務実績報告書等（中期目標期間終了時には、中期目標期間に係る業務実績報告書等）を評価委員会に提出する。
- ② 評価委員会は、提出された業務実績報告書等を調査分析するとともに、必要に応じて大学に対するヒアリングを実施のうえ、評価案を策定する。
- ③ 8月中旬までに、評価案に対する大学の意見申立の機会を付与したうえで、評価結果を決定する。
- ④ 8月下旬までに、評価結果を大学に通知（必要に応じて業務改善等を勧告）するとともに、市長に報告する。